

○宜野湾市前金払取扱要領

平成27年3月24日

告示第20号

改正 平成28年3月14日告示第25号

(目的)

第1条 この要領は、宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号)第65条第2項の規定に基づく公共工事の前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事(以下「公共工事」という。)のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 請負代金額が1件130万円以上の土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)

(2) 請負代金額が1件50万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量(以下「設計等」という。)

2 追加の前金払(以下「中間前金払」という。)の対象は、請負代金額が1件1,000万円以上であって、かつ、工期が120日以上の前項第1号に規定する建設工事とする。

(前金払の割合)

第3条 建設工事における請負代金額の100分の40以内に限り、前金払をすることができる。

2 設計等における請負代金額の100分の30以内に限り、前金払をすることができる。

(中間前金払の割合)

第4条 建設工事について、次に掲げる要件全てに該当する場合には、前条第1項の既にした前金払に追加して、請負代金額の100分の20以内に限り、中間前金

払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(複数年度にわたる契約における前金払又は中間前金払)

第5条 債務負担行為に係る複数年度契約については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて当該年割額を対象として前金払又は中間前金払をすることができるものとする。

(前金払の請求)

第6条 前金払の請求は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書及び前払金請求書(以下「請求書」という。)を工事担当課に提出する。

(中間前金払の請求)

第7条 建設工事の中間前金払の請求は、次に定める手順によって行うものとする。

- (1) 請負者は、中間前金払認定請求書兼工事履行報告書(様式第1号)(以下「認定請求書」という。)を工事担当課に提出する。
- (2) 工事担当課は、認定請求書に基づいて履行状況を審査し、第4条に規定する条件を満たしているか否かを判断する。
- (3) 工事担当課は、前号の審査結果を中間前金払認定・却下調書(様式第2号)(以下「認定調書」という。)により、請負者に通知する。
- (4) 請負者は、中間前金払の認定を受けた場合は、中間前払金の保証契約を締結し、その保証証書、請求書及び認定調書を工事担当課に提出する。

(部分払との併用)

第8条 中間前金払は、契約書に定める部分払と併用できるものとする。ただし、中間前払金の支払を受けた後、当該契約書に定める部分払の回数を1回減じる

ものとし、当該契約書に定める部分払の回数が1回であったときは、部分払を受けることができない。

- 2 中間前払金の支払を受けた後、部分払の請求額は、部分払をしようとする額から中間前払金を差し引いた額とする。
- 3 中間前払金の請求は原則として、部分払の支払を受けた後にはできないものとする。ただし、債務負担行為に係る複数年度契約において、年割額の範囲内で年度末に部分払をする場合及び出来高超過額を翌会計年度に支払う場合等、市長が認める場合にあっては、この限りでない。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月14日告示第25号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。



様式第2号（第7条関係）

中間前金払認定・却下調書

工 事 名	
所在地 請負者 商号 氏 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
請 負 代 金 額	
摘 要	

上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払を

満たしていることを認定  
することができ要件を  
満たしていないので却下  
します。

平成 年 月 日

宜野湾市長

印

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)